

株 式 取 扱 規 則

任天堂株式会社

株式取扱規則

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利の行使方法については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）および株主が振替口座を開設している証券会社等の口座管理機関（以下「証券会社等」という。）が定めるところによるほか、法令、定款およびこの規則の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第 2 条 当会社の株主名簿管理人および同事務取扱場所は次のとおりとする。

株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号

三井住友信託銀行株式会社

同事務取扱場所

大阪府中央区北浜四丁目 5 番 33 号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

第2章 株主名簿への記録等

(株主名簿への記録)

第 3 条 株主名簿への記載または記録ならびに株主名簿記載事項の変更は、総株主通知等機構からの通知（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第 154 条第 3 項に規定される個別株主通知を除く。）により行うものとする。

- ② 前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の変更を行うものとする。

(株主名簿に使用する文字等)

第 4 条 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。

第3章 諸 届

(株主名簿記載事項に係る届出)

第 5 条 株主は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとし、変更があった場合も同様とする。

(法定代理人の届出)

第 6 条 株主の親権者および後見人等の法定代理人は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとし、変更および解除があった場合も同様とする。

(外国居住株主等の通知を受ける場所の届出)

第 7 条 外国に居住する株主またはその法定代理人は、日本国内に常任代理人を選任するか、または日本国内において通知を受ける場所を定め、常任代理人の氏名もしくは名称および住所または通知を受ける場所を、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとし、変更および解除があった場合も同様とする。

(法人の代表者の届出)

第 8 条 株主が法人であるときは、その代表者 1 名を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとし、変更があった場合も同様とする。

(共有株主の代表者の届出)

第 9 条 株式を共有する株主は、その代表者 1 名を定めて、共有代表者の氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとし、変更があった場合も同様とする。

(その他の届出)

第 10 条 第 5 条から前条までに規定する届出のほか、株主が当会社に届出をする場合には、当社が特段の方法を指定しない限り、証券会社等および機構、もしくは証券会社等を経由して届け出るものとする。

② 証券会社等で受理または取り次ぐことができない届出は、株主名簿管理人に対し届け出るものとする。

(機構経由の確認方法)

第 11 条 当会社に対する株主からの届出が証券会社等および機構を通じて提出された場合は、株主本人からの届出とみなす。

第 4 章 株主の権利行使

(株主確認)

第 12 条 株主（個別株主通知を行った株主を含む。）が請求その他株主権行使（以下「請求等」という。）をする場合は、当該請求等を本人が行ったことを証するもの（以下「証明資料等」という。）を添付し、または提供するものとする。ただし、当会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない。

- ② 当会社に対する株主からの請求等が、証券会社等および機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等は要しない。
- ③ 代理人により請求等をする場合は、前 2 項の手続きのほか、株主が署名または記名押印した委任状を添付するものとする。委任状には、受任者の氏名または名称および住所の記載を要するものとする。
- ④ 代理人本人についても第 1 項および第 2 項を準用する。

(書面交付請求および異議申述)

第 13 条 会社法第 325 条の 5 第 1 項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求（以下「書面交付請求」という。）および同条第 5 項に規定された異議の申述をするときは、書面により行うものとする。ただし、書面交付請求を証券会社等および機構を通じてする場合は、証券会社等および機構が定めるところによるものとする。

(少数株主権等)

第 14 条 株主が振替法第 147 条第 4 項に規定される少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、個別株主通知の申出をしたうえ、署名または記名押印した書面により行うものとする。

(株主提案議案の株主総会参考書類記載)

第 15 条 株主総会の議案が株主の提出によるものである場合、会社法施行規則第 93

条第1項により当社が定める分量は次のとおりとする。

- (1) 提案の理由
各議案ごとに400字
- (2) 提案する議案が役員選任議案の場合における株主総会参考書類に記載すべき事項
各候補者ごとに400字

(株主総会における取締役等の説明を求める旨の通知)

第16条 株主が法令に基づき株主総会において説明を求める事項についてあらかじめ行う通知は、書面により行うものとする。

第5章 単元未満株式の買取り

(買取請求の方法)

第17条 株主が単元未満株式の買取りを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて行うものとする。

(買取価格の決定)

第18条 買取請求株式の買取単価は、前条の買取請求が株主名簿管理人の事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に同市場において売買取引がないときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

- ② 前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

(買取代金の支払)

第19条 当社は、前条により算出された買取価格から第29条に定める手数料を差し引いた額を、当社が別途定める場合を除き、機構の定めるところにより買取単価が決定した日の翌日から起算して4営業日目に支払うものとする。ただし、買取価格が剰余金の配当または株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに買取代金を支払うものとする。

- ② 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込またはゆうちょ銀行現金払による買取代金の支払いを請求することができる。

(買取株式の移転)

第 20 条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払いまたは支払い手続きを完了した日に当会社の振替口座に振替えるものとする。

第 6 章 単元未満株式の買増し

(買増請求の方法)

第 21 条 株主が単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求(以下「買増請求」という。)するときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて行うものとする。

(自己株式の残高を超える買増請求)

第 22 条 同一日になされた買増請求の合計株式数に相当する数の自己株式数(特定の目的で保有している自己株式を除く。)を当会社が有しないときは、その日における全ての買増請求は、その効力を生じないものとする。

(買増請求の効力発生日)

第 23 条 買増請求の効力は、買増請求が株主名簿管理人の事務取扱場所に到達した日に生じるものとする。

(買増請求の受付停止期間)

第 24 条 当社は、毎年次に掲げる日から起算して 10 営業日前から当該日までの間、買増請求の受付を停止する。

- (1) 3 月 31 日
- (2) 9 月 30 日
- (3) その他機構が定める株主確定日等

- ② 前項にかかわらず、当社が必要と認めるときは、別に買増請求の受付停止期間を設けることができるものとする。

(買増価格の決定)

第 25 条 買増請求株式の買増単価は、買増請求の効力発生日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に同市場において売買取引がないときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

- ② 前項による買増単価に買増請求株式数を乗じた額をもって買増価格とする。

(買増株式の移転)

第 26 条 買増請求を受けた株式数に相当する自己株式は、機構の定めるところにより、買増請求をした株主が証券会社等を通じて、買増代金として買増価格に第 29 条に定める手数料を加算した金額が当会社所定の銀行口座に振り込まれたことを確認した日に、買増請求をした株主の振替口座への振替を申請するものとする。

第 7 章 そ の 他

(特別口座の特例)

第 27 条 特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

(登録株式質権者)

第 28 条 本規則の規定は、第 4 章（株主の権利行使）および第 6 章（単元未満株式の買増し）を除き、登録株式質権者にも準用されるものとする。

(手 数 料)

第 29 条 第 17 条（買取請求の方法）に基づく株式買取りおよび第 21 条（買増請求の方法）に基づく株式買増しに関する手数料は、以下の算式により 1 単元当たりの金額を算定し、これを買取請求株式数または買増請求株式数で按分した金額とする。

(算式)

買取単価または買増単価に 1 単元の株式数を乗じた合計額のうち

100 万円以下の金額につき	1.15%
100 万円を超え 500 万円以下の金額につき	0.9%
500 万円を超え 1,000 万円以下の金額につき	0.7%
1,000 万円を超える金額につき	0.575%

(円未満の端数が生じるときはこれを切り捨てる。)

ただし、1 単元当たりの算定金額が 2,500 円に満たないときは、2,500 円とする。

付 則

この規則の変更は取締役会の決議によるものとする。

2002年 4月 1日	制定実施
2003年 4月 1日	改訂実施
2003年 6月27日	改訂実施
2004年 6月29日	改訂実施
2004年11月25日	改訂実施
2006年 5月 1日	改訂実施
2007年 6月28日	改訂実施
2007年12月 1日	改訂実施
2009年 1月 5日	改訂実施
2012年 4月 1日	改訂実施
2013年 7月16日	改訂実施
2022年 9月 1日	改訂実施